

參考資料

1. 用語の説明

【あ行】

用語	意味	ページ
援農ボランティア	農業経営の規模拡大や担い手不足の解消などを考えている農家と農家の応援をしたいと考えている市民等の橋渡し（派遣及び受入れ）をするための取組みのことです。	47 66
親元就農	親が農業者であり、子供が親のもとで仕事として農業を始めることです。	25

【か行】

用語	意味	ページ
家族間経営協定	家族で農業経営に携わっている場合において、各世帯員が、経営方針や役割分担、就業環境などについて、家族間で話し合い取り決めたものです。	51
環境にやさしい農業	農産物の害虫被害を防ぐため、防虫ネットや粘着シート、フェロモン剤、有機質堆肥を使用し農薬や化学肥料をできるだけ使わない農業に取り組むことです。	11・14 45・52 60・63
環太平洋パートナーシップ協定（TPP）	Trans-Pacific-Partnership の略。アジア太平洋地域において、広域的な自由貿易圏の構築を目指すための協定です。	9
基幹的農業従事者	農業を主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、1年間のふだんの主な状態が「仕事に従事していた者」のことです。	23
経営耕地面積	農林業経営体が経営している耕地をいい、自作地と借入耕地の合計面積です。（経営耕地＝所有耕地－貸付耕地－耕作放棄地＋借入耕地）他の市町村で耕作している耕地でも農林業経営耕地です。	19・20 21・26 43・51
耕作放棄地	農林業センサスにおいて、以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付けせず、数年の間に再び栽培する考えのない土地のことです。農家等の意思に基づき調査把握したものです。	43 51 58

雇用就農	農業者や農業法人等に雇用され農業を始めることです。	25
コンテンツ産業	映画、アニメ、ゲーム、書籍、音楽等の制作・流通を担う産業の総称です。	9

【さ行】

用語	意味	ページ
三大都市圏特定市	東京都の特別区、三大都市圏（首都圏、近畿圏、中部圏）にある政令指定都市及び既存市街地、近郊整備地帯などに所在する市です。東葛飾農業事務所の管轄市9市が該当します。	3
市街化区域内農地	都市計画法に規定された都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として区分された区域にある農地です。	2・3 14・20 39・43 51・59
市街化調整区域内農地	都市計画法に規定された都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域として区分された区域にある農地です。	2・14 20・39 51・58
自給的農家	経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家です。	23
新規参入	土地や資金等を独自に調達し、新たに農業の経営を開始することです。	25
生産緑地（生産緑地地区）	市街化区域において、生産緑地法に基づき、良好な生活環境の確保等に効果があると認められる農地等を計画的に保全する地区です。	2・3 15・20 51・58 59
相続未登記農地	相続時に登記上の名義人を変更せず、故人のままである農地で、農地所有者が特定できない農地です。	3
蔬菜類	人が副食物とする草本作物の総称で、食用とする部分により、だいこん等の根菜類、アスパラガス等の茎菜類、ねぎ等の葉菜類、ブロッコリー等の花菜類、トマト等の果菜類に大別されます。	19

【た行】

用語	意味	ページ
地域団体商標	地域ブランドが長年培ってきた信用や品質の高さを守るために、ブランド名が「地域名＋商品名」から構成され、対象の地域ブランドとして広く知られていること等を条件に認められる商標です。	17
昼間人口	常住人口に他の地域から通勤してくる人口を足し、他の地域へ通勤する人口を引いた昼間に常住する人口のことです。	8
昼夜間人口比率	夜間人口を 100%とした場合の昼間人口の割合のことで、100%に満たない場合は、通勤通学のために出かけていく人が多いことを示します。	8
登録商標	商標登録されている商標のことで、商標権が与えられ、登録商標を登録した商品やサービスに独占的に使うことができます。	17
都市計画区域	自然的・社会的条件、人口、産業、土地利用、交通量等の現況とその推移を考慮して、一体の都市として、総合的に整備・開発し及び保全する必要のある区域として指定された計画的な街づくりを進める区域です。	2 3 14

【な行】

用語	意味	ページ
認定農業者	「農業経営基盤強化促進法」に基づき、市町村が地域の実状に即して効率的かつ安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、この目標を目指して農業者が作成した農業経営改善計画が市町村から認定された農業者のことです。	12 24 56
農家レストラン	農業者が自家生産したものや、近くの農家が生産したものを調理・提供し、その地域で運営されるレストランのことです。	3 37 47
農業委員	農業委員会を構成する委員で、農業者の公的代表として、公選等により選出された行政委員です。農地法に基づく農地の権利移動の許可等の法令に基づく業務等を行っています。	51 58
農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、今後、相当期間（概ね10年以上）にわたり、総合的に農業を推進することが必要と定められた地域です。同地域内で、農用地等として利用する土地を農用地区域に設定すると、建築物が建築できないなど、農地以外での土地利用が厳しく制限されます。	14
農地銀行	農地を「貸したい・売りたい」、「借りたい・買いたい」人の情報を登録し、農地の情報を公開することによって、農地の効率的な利用を進めることを目的として、農業委員会に設置されています。	51 58
農地中間管理機構	農地の集約化や有効利用を図るため、農地の所有者などから農地を借り受け、担い手に貸し出す組織です。	9
農地利用最適化推進委員	農業委員とは別に、担当区域で担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進、農地等の利用最適化の推進のための現場活動を行っています。	51 58
農林業センサス	政府が農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料となる統計を作成するために5年ごとに実施している調査です。	14・19 21・23 26・28 41・43 44

【は行】

用語	意味	ページ
バリューチェーン	ハーバード・ビジネススクールのマイケル・E・ポーター氏が提唱した言葉で、ひとつの製品が顧客に届くまでのモノの流れに注目し、個々の活動を「価値活動」とし、それぞれの価値活動を行う度に価値が付加され、価値が連鎖していくという考え方です。	9
販売農家	経営耕地面積が 30a 以上の農業を営む世帯または、農産物販売金額が年間 50 万円以上ある世帯です。	14 23 41
非線引き都市計画区域	都市計画区域は、必ず「市街化区域」と「市街化調整区域」に分けるわけではなく、「市街化区域」でも「市街化調整区域」でもない区域区分を定めない区域のことです。	3
フェロモン剤	害虫等が発する交尾のために自分の居場所を知らせる匂いを使用した、殺虫剤に代わる害虫防除剤です。フェロモンの対象の虫にのみ極微量で効果があり、毒性がほとんどありません。	11 60

【ま行】

用語	意味	ページ
松戸市都市農業振興協議会	松戸市、千葉県東葛飾農業事務所、とうかつ中央農業協同組合、北総農業共済組合の農業関係機関が、松戸市の農業の振興を図ることを目的に組織されています。	11 24 32 35

【や行】

用語	意味	ページ
夜間人口	松戸市に常住人口のことで、調査日の午前0時に松戸市内の住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている住人の人口です。	8
遊休農地	次のいずれかに該当する農地のことです。 ①過去1年以上にわたり農産物の作付けが行われておらず、かつ今後も農地の維持管理や農産物の栽培が行われる見込みのない農地。 ②農産物の栽培が行われているが、周辺と同種の農地において通常行われる栽培方法と認められる利用の様態と比較して、その程度が著しく劣っている農地。	43 51 58

【ら行】

用語	意味	ページ
利用権設定	農地を借りて経営規模を拡大したい意欲ある農業者と、高齢や勤めなどの事情で耕作できない農地所有者との間で、農地貸借等の権利を設定し、農地の有効利用と農業振興を図る農業上の利用を目的とする、農地の賃貸借権・使用貸借権等のことです。	43
利用集積	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積制度において、農地の貸し借り等によりある特定の農業経営体に農地を集積させることです。	24 51 58
6次産業化	農林水産物の生産・漁獲（第一次産業）だけでなく、加工（第二次産業）、流通・販売（第三次産業）まで手がけることで、農林水産業の経営体質強化を目指す手法です。	9 14

2. アンケート調査概要

調査目的	松戸市都市農業振興計画の策定にあたり、現状の把握や施策の立案等の参考とするため、農業者及び市民の意見を収集するアンケート調査を実施しました。
調査期間	2018年6月8日～2018年6月22日
対象者	(農業者) 農地台帳に掲載されている1,000㎡以上の農地を持ち、20歳以上で農業従事日数60日/年以上の農家970世帯 (市民) 18歳～80歳未満の市民を対象として、年齢の人口比率に応じて無作為抽出した1,000人
回収率	(農業者) 有効回答数444通 / 回収率45.7% (市民) 有効回答数352通 / 回収率35.2%

3. ヒアリング調査概要

調査目的	松戸市都市農業振興計画の策定にあたり、現状の把握や施策の立案等の参考とするため、農業者、農業関係団体、市場関係者、消費者、学生、飲食店にヒアリング調査を実施しました。
調査期間	2018年8月～11月
対象者	(農業者) 小金地区(3人)、五香・六実地区(4人)、明・六和地区(6人)、矢切・東部地区(4人) (農業関係団体) とうかつ中央農業協同組合 営農経済部(4人) (市場関係者) 東京千住青果株式会社 東葛支社 野菜部(1人) (消費者) 松戸市消費者の会の方で、東部地区、常盤平地区、明地区に在住の方(4人) (学生) 千葉大学 園芸学部 食料資源経済学科の学生(4人) (飲食店) 松戸産農産物の取り扱い実績のある松戸市内の飲食店(2店)

4. 委員会設置条例

松戸市都市農業振興計画推進委員会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、松戸市都市農業振興計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、本市における都市農業振興基本法（平成27年法律第14号）第10条に規定する地方計画（以下「本市地方計画」という。）に関し、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して市長に建議する。

- (1) 本市地方計画の策定に関する事項
- (2) 本市地方計画の効果的な推進に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員14人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 生産者を代表する者
- (3) 市場関係者
- (4) 流通関係者
- (5) 消費者
- (6) 農業協同組合を代表する者
- (7) 商工団体を代表する者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から平成31年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

5. 委員会名簿

松戸市都市農業振興計画推進委員会委員名簿

委嘱期間 (2018.5.22~2019.3.31)

区 分	役 職	氏 名
1.学識経験者	武蔵大学 名誉教授	後藤 光蔵
2.生産者の代表	松戸市農業委員会 会長	椿 唯司
	松戸市園芸品出荷組合連合会 監事	湯浅 健一
	小金園芸品出荷協会 会長	月見里 泰之
	松戸市農事研究会 会長	川村 博文
	松戸市梨研究会 会長	石井 進一
	松戸市農業青少年クラブ 会長	米元 慶太
3.市場関係者	東京千住青果株式会社 東葛支社 支社長	伊藤 友一
4.流通関係者	株式会社イトーヨーカ堂 八柱店 店長	福田 博之
5.消費者	松戸市消費者の会 会長	後藤 淳子
	元松戸市消費生活モニター	原 里佳
6.農業協同組合の代表	とうかつ中央農業協同組合 常務理事	根本 正
7.商工団体の代表	松戸商工会議所 理事	富永 尚次
8.市長が必要と認める者	千葉県東葛飾農業事務所 所長	篠原 賢治